

独立行政法人国立病院機構千葉東病院における企業主導治療に係る標準業務手順書の改訂（新旧対照表）

2019年 8月 13日 改訂

改訂後	改訂前	備考
<p>第6章 検体の管理（臨床検査科の業務）</p> <p>第23条 検体の管理責任は、院長が負うものとする。</p> <p>2 院長は、<u>検体の処理・保管・管理をさせるため臨床検査技師長を検体管理者とし、病院で実施するすべての検体を管理させるものとする。</u></p> <p><u>なお、検体管理者は必要に応じて検体管理補助者を指名し、検体の処理・保管・管理を行わせることができる。</u></p> <p>3 検体管理者は院内の標準業務手順に従い<u>検体の処理・保管・管理を実施する。</u></p> <p>4 治療に関わる検査は責任医師が検体管理者に<u>トレーニングを実施し、各治療依頼者が指名した検査会社が作成したマニュアル通りに実施する。</u></p> <p>5 検体管理者は<u>次の業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>検査依頼書及び検体ラベルの確認</u></p> <p>(2) <u>各検査会社の検体処理手順書に従って速やかに処理する</u></p> <p>(3) <u>検体処理手順書に従って検体回収されるまで保管する</u></p> <p>(4) <u>検体回収会社の回収記録を作成する。</u></p>	<p>—</p>	<p>下線部追加 (項目追加の為)</p>

第7章 治験事務局 (治験事務局の設置及び業務) 第24条	第6章 治験事務局 (治験事務局の設置及び業務) 第23条	下線部修正 (記載整備 の為)
(中央治験事務局の利用) 第25条	(中央治験事務局の利用) 第24条	下線部修正 (記載整備 の為)
第8章 記録の保存 (記録の保存責任者) 第26条	第7章 記録の保存 (記録の保存責任者) 第25条	下線部修正 (記載整備 の為)
(記録の保存期間) 第27条	(記録の保存期間) 第26条	下線部修正 (記載整備 の為)
2019年 8月 13日 改訂	—	下線部追記